

令和2年度「うどん県SNS情報発信業務」仕様書

第1 委託業務名

令和2年度「うどん県SNS情報発信業務」

第2 業務目的

瀬戸内海の恵みの中で培われた豊かな自然、伝統文化、食など、本県の魅力をSNSで発信し、本県のイメージアップと認知度の向上、県外からの観光来訪の動機づけを図る。令和2年度10月から実施する「うどん県観光誘客キャンペーン」のテーマである「絶景」「美食」を中心に、それ以外の香川で体験できること、香川で出会える産品、香川らしいおもてなしなど、本県特有の様々な魅力を具体的にイメージできるよう、旅行者目線で、実際に行って体験した感想を交えながら、印象的な文章と写真で情報発信することで、来訪意欲を高めるとともに、「うどん県観光誘客キャンペーン」への誘客につなげる。

第3 委託期間

契約締結日から令和3年3月25日まで

第4 業務の詳細

うどん県フェイスブックに掲載する観光素材の提案、テーマの検討、記事作成、写真撮影、地図情報などのデータ作成、サイト埋め込み作業を実施する。
納品された記事・写真は、ツイッター、インスタグラムなど、うどん県の他のSNSに転用することがある。

ターゲット層 首都圏を中心に県外在住の旅行関心層とする。

記事本数 50本以上

1 全体タイトル

本業務で作成するフェイスブック記事を総括する全体タイトルは、令和元年度のテーマを踏襲し、「香川旅帖」とする。

2 テーマ設定及び発信する観光素材の選定について

- ① 記事作成にあたり、「体験」「アート」「絶景」「島旅」「食」など香川の魅力を発信するテーマを設定すること。
- ② 発信する観光素材は、「絶景」「美食」を中心に、香川県内の旬のもの、注目を集めているもの、新しいもの、知られていないが魅力的なもの、宿泊客を対象とした夕方から夜もしくは朝に楽しめるものなど、本県への宿泊の旅行を誘引する動機となるような素材を選定すること。
- ③ 令和2年10月から実施する「うどん県観光誘客キャンペーン」への誘客に繋がるよう、発信テーマとその発信時期について検討すること。
- ④ ライターやフォトグラファーの選任は受託者が行い、署名記事にするか否かは提案によることとする。

3 フェイスブック記事について【記事のレイアウトイメージは別紙のとおり】

- ① 必ず現地取材を行った上で、フェイスブック本文（150～200字程度）と記事作成を行うこと。また、アイキャッチになる写真（③の記事に使用する写真とは別のもの）の撮影と記事のキャッチコピーを検討し、それらを組み合わせて記事のメインビジュアルを作成すること。
- ② 事前に委託者の確認を受け、校了となった記事・写真を、委託者の指定する日までに県公式観光サイト「うどん県旅ネット」に埋め込みし、うどん県フェイスブックからそこにリンクすることとする。「うどん県旅ネット」に埋め込む際に、各記事をテーマごとに分けることとする。うどん県フェイスブックの本文掲載は委託者が行う。
- ③ 記事1本あたりの画像は5点以上とし、必要に応じてキャプションを添えること。
- ④ 記事1本あたりの文字数は自由とするが、長くなる場合は小見出しを付けて適度な区切りをつけるなど、読みやすさに配慮すること。
- ⑤ 記事には、タイトル、所在地、アクセス、問合せ先、必要に応じて費用目安、所要時間を添えること。
- ⑥ それぞれのスポットについて、データとして所在地、電話番号、緯度経度情報を添えること。
- ⑦ 周遊コースとして記事作成を行う場合は、移動手段、移動・滞在時間、費用目安を添えること。
- ⑧ 定期的に委託者と、テーマ、取材先、記事内容について協議し、取材・校了・埋め込み作業の予定を示した上で記事作成にとりかかること。

4 掲載許可交渉について

- ① 紹介する内容及び写真については、受託者が各施設や関係者に直接依頼及び確認を行った上で紹介すること。
- ② 成果物（原稿、写真、地図など）について、香川県の観光に資することを目的として、香川県観光協会が作成するPRツール（紙媒体及び電子媒体）や、香川県観光協会が認めた各関係団体及び施設において使用する可能性があることを、紹介施設等への依頼及び確認の際に、あらかじめ了承を得ておくこと。

5 校正について

名称、電話番号、所在地、地図等の事実関係に注意して、厳密な校正を行うとともに、誤りがあった場合は受託者の責任において修正すること。校了は委託者が判断する。

6 納品について

全ての記事作成が終了した後、テキスト、画像、地図情報などの電子データを、事前に委託者と協議の上、委託者が指定する媒体により（CD-ROM、DVDなど）、委託者が指定する日時までに納品すること。

7 経費について

受託者は、記事作成にあたり必要となる、交通機関の利用料、体験や食事に係る経費等のいっさいを負担するものとする。

第5 制作物に関する権利の帰属

- 1 本委託においては、肖像権及び著作物の取扱いに十分注意すること。
- 2 本委託の履行に伴い発生する全著作物（地図及び紹介施設等があらかじめ著作権を保有している図及び写真を除く。）に関する一切の権利は、香川県観光協会に帰属する。
- 3 イラスト・デザインについての一切の権利は香川県観光協会に帰属するものとし、次年度以降の制作に伴う改変、加工については受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- 4 本委託により得られた全著作物（地図並びに紹介施設等があらかじめ著作権を保有している図及び写真を除く。）について、香川県観光協会が指定するPRツール並びに香川県観光協会が認めた各関係団体及び施設には、受託者の許可なく香川県観光協会は無償で使用できることとする。
- 5 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は、本制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権について行使させないことを約するものとする。
- 6 本件に使用するイラスト、写真、その他資料等について、紹介施設等が権利を有するものを使用する場合、当該施設等との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続き及び使用料等の負担は、すべて受託者が負うこと。
- 7 上記1から6の規定は、香川県観光協会の書類による承認を得て第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任を追うこと。
- 8 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

第6 企画書の内容

うどん県SNS情報発信業務企画競争審査会の審査員がイメージを掴むことができるよう、できる限り具体的に記載すること。また、下記の項目ごとに区分して企画書を制作すること。

- 1 実施体制
事業実施に必要な組織体制、コーディネーター、ライター等のスキル及び実績等について記載すること。
- 2 スケジュール
事業実施について、どの時期にどのようなテーマで発信をするかも含めた、全体スケジュールについて記載すること。
- 3 コンセプト
企画コンセプトについて記載すること。
- 4 取材・記事について
 - ① 記事本数を記載すること。
 - ② テーマ、発信する観光素材の具体例を記載すること。
 - ③ 記事内容がイメージできるよう、記事や写真のイメージを具体的に示すこと。
 - ④ 年間を通じて本県のイメージアップを図るとともに、「うどん県観光誘客キャンペーン」への誘客に繋がるような、訴求力を高めるための工夫について記載すること。
- 5 経費見積り
提案内容に対し、適切な経費を見積りし、別紙様式5により提出すること。

第7 企画書作成上の留意点

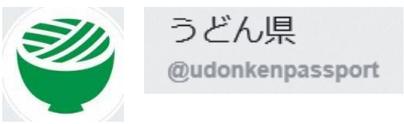
- 1 企画書は、A4版（縦置・横置、縦書・横書は自由）とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- 2 A4版を超える既存資料等を添付資料として使用する場合は、3つ折にするなどの対応をすること。
- 3 企画書のページ数は、表紙及び別紙で添付する詳細資料も含めて30ページ以内とすること。

第8 その他

- 1 受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、提出すること。
- 2 受託者は、香川県観光協会から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- 3 受託者は、香川県観光協会と常に協議をしながら業務を進めるものとし、当初の提案から変更や新たな要望が生じることをあらかじめ了承し、契約金額に支障をきたさない範囲で弾力的な対応をとること。
- 4 受託者は、本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- 5 本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。

フェイスブック記事のレイアウトイメージ

フェイスブック画面イメージ



うどん県
@udonkenpassport

全体タイトル
フェイスブック本文

アイキャッチになる写真
(うどん県旅ネットのサムネイル画面)
【キャッチコピー】

うどん県旅ネットへのリンク

うどん県旅ネットイメージ
(携帯画面)

【キャッチコピー】 テーマ

メインビジュアル

記事 (文章)

写真

記事 (文章)

写真

記事 (文章)

・
・
・
・

住所
電話
URL など

地図